

平成17年3月31日

保険医療機関様

兵庫県国民健康保険団体連合会

平成17年4月1日付け合併に伴う診療報酬請求書等の取扱いについて

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年4月1日付け市町合併に伴う標記診療報酬請求書等の保険者番号等変更及び保険医療機関が本会へ請求する際の標記診療報酬請求書等提出方法について、下記のとおり取扱いますのでよろしくお願いいたします。

記

1 合併する市町と新市町名

- (1) 宍粟郡4町（山崎町、一宮町、波賀町、千種町）……………宍粟市
- (2) 朝来郡4町（生野町、和田山町、山東町、朝来町）……………朝来市
- (3) 津名郡5町（津名町、東浦町、淡路町、北淡町、一宮町）……………淡路市
- (4) 香住町、村岡町、美方町3町……………香美町
- (5) 北但1市5町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）……豊岡市

2 市町合併に係る保険者番号等

- (1) 国保（一般・退職）保険者番号及び老人保健市町村番号
別添1のとおり
- (2) 公費負担者番号
 - ア 措置児童医療（法別53）
別添2のとおり
 - イ 福祉医療制度
別添3のとおり
- (3) 兵庫県国民健康保険・保険者等一覧表（平成17年4月1日現在）
別添4のとおり
- (4) 診療報酬請求書受付等担当係一覧表
別添5のとおり

3 変更年月日 平成17年4月1日

- ④ 診療報酬等取扱い
別添6のとおり

＜担当＞業務管理部管理課管理係（西畑）
TEL (078) 332-5633（直通）

別添 6

診療報酬請求書等取扱い

(1) 総括票

ア 平成17年5月請求分から新様式を使用する。ただし、当分の間は旧様式で請求があっても取り扱うこととする。

イ 所在地欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新名称で請求する。ただし、旧名称で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

(2) 請求書

ア 請求先保険者欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降新保険者名で請求する。ただし、旧保険者名で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

イ 保険者番号欄

平成17年4月診療分以降新保険者番号で請求する。ただし、平成17年4月診療分以降旧保険者番号で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

ウ 所在地欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新名称で請求する。ただし、旧名称で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

(3) 明細書

ア 市町村番号、公費負担者番号及び保険者番号欄

平成17年4月診療分以降新番号で請求する。ただし、平成17年4月診療分以降旧番号で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

また、1枚の請求書に当月分と月遅れ分の混在する保険者番号の請求がある場合も返戻扱いとしない。

イ 所在地欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新名称で請求する。ただし、旧名称で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

(4) 福祉医療請求書

ア 所在地欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新名称で請求する。ただし、旧名称で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

イ 請求先欄

平成17年4月請求分（4月10日受付締切分）以降新保険者名で請求する。ただし、旧保険者名で請求があった場合でも返戻扱いとしない。

ウ 公費負担者番号欄

平成17年4月診療分以降新公費負担者番号で請求する。ただし、旧公費負担者番号で請求があっても返戻扱いとしない。

また、当月分と月遅れ分の請求がある場合は、福祉医療費請求書1枚に新旧公費負担者番号を記載し請求する。

(様式第3)

年	月	分
---	---	---

 国民健康保険診療報酬総括票

医療機関 コード番号		表別	1	3	4	診療科名
			医	術	科	
所在地	〒					
機関名	病 院 診 療 所 医 院 ク リ ニ ッ ク 兼 業 局					
開設者名	TEL () (印)					
請求	区分	件数	点数		請求書枚数	社保福祉医療費 請求件数
	県内 入 院					整理番号
	入 院 外					
	県外 入 院					
	入 院 外					
計						

(注) 太線(——)の中のみ記入してください。

請求票は県内分(県内又は県内扱いとする保険者分)と県外分(下記以外の保険者分)に分けて記入してください。

(県内又は県内扱いとする保険者名)

(市部) 神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 洲 本 芦 屋 伊 丹 想 生 加 古 川 篠 野
赤 穂 西 脇 宝 塚 三 木 高 砂 川 西 小 野 三 田 加 西 宍 粟 養 父
朝 来 丹 波 篠 山 淡 路 南あわじ 豊 岡

(部部) 狹 野 川 吉 川 社 滝 野 東 条 中 加 美 八 千 代 黒 田 庄 福 美 播 磨
宍 島 夢 前 神 崎 市 川 香 寺 福 崎 大 河 内 新 宮 太 子 構 保 川 御 津
上 郡 佐 用 上 月 南 光 三 日 月 史 富 香 美 浜 坂 温 泉 五 色

(組合) 兵庫食糧 明石請 中央卸売 兵庫果食品 兵庫県歯科医師 兵庫県医師 兵庫県薬剤師 兵庫県建設
全国土木建築 全国建設工事業

審査印	受付印	事 務				摘 要 (県外保険者名)
		上	内	外	負	
		公	決	突	換	
		係 名				
		— 係				